

兵庫県介護サービスの情報公表制度の調査等について

情報公表における調査については、義務付けが廃止され「知事が必要があると認めた場合」（任意実施）となったことから、報告内容に虚偽が明らかな場合や通報があり虚偽が疑われる場合に、事業者指導の一環として県が直接調査を行うこととしました。

自ら調査を希望する事業所については、事業者及び利用者の双方にとって、真に事業者選択に資する制度（利用者による主体的な介護サービス事業所の選択）となり、また事業者自らが質の向上に活用（介護サービス事業所のサービス改善の取り組みの促進）できるよう、別途調査等を受けられる仕組みを構築しました。

なお、調査を受審した事業者は、公表システムにおいて「サービスの質の評価を受けている事業所」として掲載するとともに、県HPにおいても事業者名の公表を行います。

介護サービス情報の公表制度における調査等の概要

◎法に基づく調査

<対象>

報告内容に報告内容に虚偽が疑われる場合等で、知事が調査の必要があると認めた事業所

<調査の実施機関>

県

<調査>

状況に応じて、事業所の指導監査等を担当する機関（各県民局または各市町）と連携のうえ、事業所監査と合同で実施。
（通常の事業者指導の一環）

※ 調査及びアセスメントを一体的に実施

<調査>

基本情報・運営情報（旧調査情報）・任意報告情報のうち、運営情報について、調査等の実施機関の調査員による事実確認。

<結果・公表>

県ホームページにおいて事業者名等を公表する。

〔本県独自の取り組みであり、公表システムの活用はできないことから、県としての代替措置〕

◎情報公表制度を活用した本県独自の取り組み （ひょうご介護サービス情報公表活用制度）

<対象>

自ら調査等を希望した事業所

<調査等の実施機関>

H23年度の公表制度の指定調査機関
〔ひょうご介護サービス情報公表活用制度〕
専門調査機関

<アセスメント>

調査等の実施機関の調査員による事実確認に併せて、比較・評価の視点を盛り込んだアセスメントを実施する。

<結果・公表>

公表システムにおいて「サービスの質の評価を受けている事業所※1」として公表する。

〔また、県ホームページにも事業者名等とあわせて公表する。〕

※1 公表システムでの事業所検索において、サービスの質を向上させるための取り組みを行っている事業所等は、検索結果の上位に表示される。

※ 詳しくは、兵庫県ホームページでご確認ください。

兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) >くらし・環境>健康福祉>高齢者>
兵庫県介護サービス情報制度の調査等について